

令和4年度改定個別項目 新旧対象表からの抜粋

(小児科外来診療の関連)

2022年2月27日 日本小児科医会社会保険全国委員会

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第1節 初診料

区分

A000 初診料	288点
注1 情報通信機器を用いた場合	251点(新設)
注2、3 外来機能報告病院等 200床未満であるものは除く	186点(新設)
注11 外来感染対策向上加算(組織的な対策) 月に1回	6点(新設)
注12 医療機関間の連携体制加算 月に1回	3点(新設)
注13 サーベイランス強化加算 月に1回	1点(新設)
注14 電子資格確認を用いた場合の加算 (オンライン資格確認)	7点等(新設)

第2節 再診料

A001 再診料	73点
注1 情報通信機器を用いた場合	73点(新設)
注15 外来感染対策向上加算(組織的な対策) 月に1回	6点(新設)
注16 医療機関間の連携体制 月に1回	3点(新設)
注17 サーベイランス強化加算 月に1回	1点(新設)
注18 電子資格確認を用いた場合の加算 (オンライン資格確認)	4点等(新設)

A002 外来診療料 200床以上の医療機関 74点
情報通信機器を用いた場合 73点
外来機能報告病院等 200床未満であるものは除く 55点
オンライン資格確認
電子資格確認を用いた場合の加算 再診料4点等

A003 オンライン診療料 (削除)

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理料

通則

- | | | | |
|---|-------------|------|----|
| 3 | 外来感染対策向上加算 | 月に1回 | 6点 |
| 4 | 連携強化加算 | 月に1回 | 3点 |
| 5 | サーベイランス強化加算 | 月に1回 | 1点 |

(小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料等の算定時)

B000 特定疾患療養管理料

情報通信機器を用いた場合 1、2又は3の所定点数に代えて、
それぞれ196点、128点又は76点

B001 特定疾患治療管理料

5 小児科療養指導料 270点

情報通信機器を用いた場合 235点

6 てんかん指導料 250点

情報通信機器を用いた場合 218点

7 難病外来指導管理料 270点

情報通信機器を用いた場合 235点

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 550点

情報通信機器を用いた場合 479点

35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 1月目80点 2月目以降25点 (新設)

B001-2 小児科外来診療料 届け出不要

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 130点

情報通信機器を用いた場合 113点

B001-2-11 小児かかりつけ診療料1, 2

(1は初診と再診共に10点増。2は初診と再診共に1点減。)

1 小児かかりつけ診療料1

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 641点 (2) 再診時 448点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 758点 (2) 再診時 566点

2 小児かかりつけ診療料2

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 630点 (2) 再診時 437点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 747点 (2) 再診時 555点

※施設基準で、小児科標榜(新設)、小児科外来診療料の届け出(削除)

※小児かかりつけ診療料2で、時間外対応加算3の届け出(新設)

B005-11 遠隔連携診療料

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 診断を目的にする場合 | 750点 (新設) |
| 2 その他の場合 | 500点 (新設) |

B009 診療情報提供料 I

250点

対象追加 保育所 (改定個別項目の資料では記載ないが、新旧対象表に記載あり)
疾患追加 小児慢性特定疾患、アナフィラキシー既往、食物アレルギー

B011 連携強化診療情報提供料 (改定前 診療情報提供料Ⅲ)

150点

第2節 プログラム医療機器等医学管理料加算 (新設)

第3節 特定保険医療材料料 (新設)

第2部 在宅医療 → 在宅医療での説明

第1節 在宅患者診療・指導料

第2節 在宅療養指導管理料

第1節 検体検査料

D012 感染症免疫学的検査

- | | |
|-----------------------|------------|
| 12 A群β溶連菌迅速検査 | 124点 (減点) |
| 22 インフルエンザウイルス抗原定性 | 136点 (減点) |
| 24 ヒトメタニューモウイルス抗原定性 | 142点 (減点) |
| 38 アデノウイルス抗原定性 (糞便除く) | 184点 (減点) |
| 46 百日咳菌抗原定性 | 217点 (新設?) |
| 51 百日咳菌抗体 | 257点 (減点) |

D023 微生物核酸同定・定量検査

- | | |
|---------------|-----------|
| 6 マイコプラズマ核酸検出 | 291点 (減点) |
|---------------|-----------|

D291-2 小児食物アレルギー負荷試験 1000点

16歳まで、年3回まで算定(要件変更)

※A400 短期滞在手術等基本料1 (日帰りの場合)

小児食物アレルギー負荷試験 2718点

短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合)

小児食物アレルギー負荷試験 5040点

D400 血液採取

- | | |
|---------------|----------|
| 1 静脈 | 37点 (増点) |
| 注2 6歳未満、乳幼児加算 | 30点 (増点) |

D419 その他の検体採取

- | | |
|---------------|----------|
| 2 動脈血採取 | 55点 (増点) |
| 注2 6歳未満、乳幼児加算 | 30点 (増点) |

第5部 投薬-

F400 処方箋料

注2 リフィル処方箋

第6部 注射

G000 皮内・皮下及び筋肉注射 22点(増点)

G001 静脈注射 34点(増点)

6歳未満 乳幼児加算 48点(増点)

G004 点滴注射

1 6歳未満の乳幼児、注射量100ml以上 101点(増点)

2 1に掲げるもの以外のもの、500ml以上 99点(増点)

3 その他の場合 50点(増点)

注2 6歳未満の乳幼児、乳幼児加算 46点(増点)

第9部 処置

通則7 耳鼻咽喉科乳幼児処置加算 60点

通則8 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 80点

J068-2 陰唇癒合剥離 290点(新設)